

令和5年6月28日

令和5年度第3回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和5年6月28日(水) 午前9時30分
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 報告事項
報告第1号 美浦村教育振興基本計画策定委員会について
- 3 その他
- 4 閉会

報告第1号

美浦村教育振興基本計画策定委員会について

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年6月28日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和5年6月19日
美浦村教育委員会訓令第12号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定により、美浦村における教育の振興のための施策に関する計画を策定するため、美浦村教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること
- (2) その他教育振興基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 教育委員
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 保護者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から美浦村教育振興基本計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この訓令の失効)

3 この訓令は、第2条に規定する所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の学校の対応について

		マスクの着用	体温の報告	換気対策	手指のアルコール消毒	接触箇所のアルコール消毒	給食時の対策
木原小学校	5類移行前	マスク着用について推奨	毎日報告	常時実施	消毒液を設置し、消毒の推奨	日常的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事 ・黙食の実施
	5類移行後	本人の判断により着用	報告なし	常時実施	消毒液を設置し、自由に使える	不定期で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事
安中小学校	5類移行前	マスク着用について推奨	毎日報告	常時実施	消毒液を設置し、消毒の推奨	日常的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事 ・黙食の実施
	5類移行後	本人の判断により着用	報告なし	常時実施	消毒液を設置し、自由に使える	不定期で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事
大谷小学校	5類移行前	マスク着用について推奨	毎日報告	常時実施	消毒液を設置し、消毒の推奨	日常的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事 ・黙食の実施
	5類移行後	本人の判断により着用	報告なし	常時実施	消毒液を設置し、自由に使える	不定期で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事
美浦中学校	5類移行前	マスク着用について推奨	毎日報告	常時実施	消毒液を設置し、消毒の推奨	日常的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事 ・黙食の実施
	5類移行後	本人の判断により着用	報告なし	常時実施	消毒液を設置し、自由に使える	不定期で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同一方向を向いて食事

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の出席停止等の期間について

		本人の陽性者 となった場合	本人が濃厚接触者 となった場合
小学校 中学校	移行前	発症日の翌日から7日間	陽性者との接触のあった日の 翌日から5日間
	移行後	発症日の翌日から5日間	出席停止の対象にはならない